

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第34回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和5年12月11日(月) 午後1時30分から午後2時5分まで
開 催 場 所	瑞穂町役場庁舎 1階ホール
出席者及び欠席者	(行政評価委員) 出席者：木村委員(分科会長)、池田委員(副分科会長)、原田委員、橋爪委員、吉川委員 (部長職) 出席者：大井企画部長、野口住民部長、小作協働推進部長、福島福祉部長、横沢都市整備部長、小峰教育部長 (事務局) 宮坂企画政策課長、渡辺企画推進係長、企画推進係鈴木
配 布 資 料	【事前配付】 ・ 審査・報告事項一覧 ・ 令和5年度瑞穂町介護老人(福祉・保健)施設物価高騰臨時対策補助金審査書 ・ 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金審査書 ・ 令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金審査書 ・ 令和5年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金審査書 ・ 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金審査書 ・ 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金審査書 ・ 敬老金審査書 ・ 令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金審査書 【当日配付】 ・ 重点支援地方交付金の追加 ・ 令和5年度瑞穂町介護老人(福祉・保健)施設物価高騰臨時対策補助金補助対象施設一覧
議 題	議題1 補助金等審査 (審査事項) 5 審査-3 令和5年度瑞穂町介護老人(福祉・保健)施設物価高騰臨時対策補助金【福祉部 高齢者福祉課】 (報告事項) 5 報告-20 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金【福祉部 福祉課】 5 報告-21 令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金【福祉部 福祉課】 5 報告-22 令和5年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金【福祉部 子育て応援課】 5 報告-23 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金【福祉部 子育て応援課】 5 報告-24 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金【福祉部 子育て応援課】 5 報告-25 敬老金【福祉部 高齢者福祉課】

	5 報告-26 令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金 【福祉部 高齢者福祉課】
傍 聴 者	1 名
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)	1 開会 木村分科会長により会議の成立、公開についての説明が行われ、会議が進められた。また、宮坂企画政策課長より会議資料についての説明が行われた。 2 議題 木村分科会長により議事が進められた。 議題1「補助金等審査」 (審査事項) 5 審査-3 令和5年度瑞穂町介護老人(福祉・保健)施設物価高騰臨時対策補助金 ○審査案件についての説明要旨 この補助金は、物価高騰の影響に直面する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設に対して、負担軽減を目的とした緊急対策事業である。 補助金高騰の影響を利用者に価格転嫁できない施設に対して、予算の範囲内で施設が支出した運営経費の一部を補助することで、施設の負担を軽減し、安定した運営の維持を図る。 補助金額は、町内からの利用者が全体の30%以上となる施設については、40万円、30%未満となる施設には30万円とする。 財源については、国の物価高騰対応重点支援施策地方創生臨時交付金を活用見込みである。 実施期間については、令和5年10月1日から令和6年2月29日までを予定している。 説明は以上である。 ○各委員からの意見及び質問について (池田副分科会長) 補助金額について、対象施設ごとの支給金額はいくらか。 (鳥海介護支援係長) 町内からの利用者が全体の30%以上であり、40万円の支給となる施設は、以下のとおりである。

- ・特別養護老人ホーム 不老の郷
- ・特別養護老人ホーム 良友園
- ・特別養護老人ホーム フラワープラム
- ・介護老人保健施設 菜の花
- ・介護老人保健施設 ユニット菜の花

町内からの利用者が全体の３０％未満であり、３０万円の支給となる施設は、以下のとおりである。

- ・特別養護老人ホーム みずほ園
- ・介護老人保健施設 けんちの苑

（池田副分科会委員長）

介護通所事業を実施している施設もあるかと思うが、補助金を自由を使用することができるのか。

（鳥海介護支援係長）

本補助金については、入所に係る費用に対して支給する補助金である。

なお、通所に係る費用については、今年度４月から実施している令和５年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金で、補助している。

（吉川委員）

介護老人保健施設菜の花及びユニット菜の花については、所在地が同じだが、同じ施設か。

（鳥海介護支援係長）

同敷地内に設置されているが、別の独立した施設である。

（原田委員）

全体の利用者数における町内からの利用者数の割合に応じて補助金額を定めているが、なぜそのような制度設計となったのか。

（鳥海介護支援係長）

財源となっている交付金の活用について、町民に対する事業に活用することとなっているため、町内からの利用者数に応じた補助金額とした。

（池田副分科会委員長）

各施設における具体的な利用率はどうなっているか。

（鳥海介護支援係長）

令和５年８月時点での各施設における町内からの利用者数の割合は、以

下のとおりである。

- ・特別養護老人ホーム 不老の郷
定員：８０名、町内からの利用者数：３８人（４７．５％）
- ・特別養護老人ホーム 良友園
定員：１００名、町内からの利用者数：３４人（３４％）
- ・特別養護老人ホーム みずほ園
定員：１８２名、町内からの利用者数：３２人（１７．６％）
- ・特別養護老人ホーム フラワープラム
定員：８０名、町内からの利用者数：２５人（３１．３％）
- ・介護老人保健施設 けんちの苑
定員：１１２名、町内からの利用者数：３１人（２７．７％）
- ・介護老人保健施設 菜の花
定員：３８名、町内からの利用者数：１００人（３８％）
- ・介護老人保健施設 ユニット菜の花
定員：４７名、町内からの利用者数：１７人（３６．２％）

（橋爪委員）

確認だが、各施設の定員に対する利用率は１００％という認識で良いか。

（鳥海介護支援係長）

その認識で、問題ない。

（木村分科会長）

委員の質問については終了した。この審査事項については賛成ということとよろしいか。

— 木村分科会長、池田副分科会長、橋爪委員、原田委員、吉川委員賛成 —

※賛成５人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

審査事項に引き続き、報告事項の説明が行われた。

なお、一部の報告事項については、財源及び事業の決定に係る経緯が共通していることから、まとめて説明が行われた。

(報告事項)

5 報告-2 0 令和 5 年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金

(宮坂企画政策課長)

令和 5 年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金については、令和 5 年 4 月から 9 月までの期間で、住民税非課税世帯 1 世帯あたり 3 万円の支援金を給付した。

この度、国より物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加に関する通知があり、低所得支援枠として、非課税世帯 1 世帯あたり、7 万円の事業費を交付する旨の通知があったため、町からの支給金額についても 7 万円とし、2 月より申請を受け付け、支給を開始する。

5 報告-2 1 令和 5 年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金

(宮坂企画政策課長)

令和 5 年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金について、令和 5 年 4 月から 9 月までの経費を補助の対象としていたが、令和 6 年 2 月まで 補助対象期間を延長する。その他の実施内容については、変更はない。

5 報告-2 2 令和 5 年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金

5 報告-2 3 令和 5 年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金

5 報告-2 4 令和 5 年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金

(宮坂企画政策課長)

令和 5 年度瑞穂町食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金、令和 5 年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金に及び令和 5 年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰緊急対策事業補助金については、実施期間を令和 5 年 4 月から 9 月までとしていたが、令和 6 年 3 月まで実施期間を延長する。実施内容については、変更はない。

5 報告-2 6 令和 5 年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金

(宮坂企画政策課長)

令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金について、令和5年4月から9月までの経費を補助の対象としていたが、令和6年2月まで補助対象期間を延長する。その他の実施内容については、変更ない。

(池田副分科会長)

令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金について、資料にプッシュ型と記載があるが、同時に2月受付開始との記載もある。どういったことか。

(福島福祉部長)

資料には、2月受付開始とあるが、1月より受付開始となる予定である。また、プッシュ型については、対象となる世帯に世帯員の変更等ないか通知を送付する。変更等ある場合には申請が必要となるため、その受付を1月から開始する。

(池田副分科会長)

令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金及び令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金の対象施設の詳細についての資料を書面にて用意して欲しい。

(宮坂企画政策課長)

後日となるが、作成し報告する。

5 報告-25 敬老金

(宮坂企画政策課長)

敬老金贈呈対象者の見直しについては、令和5年9月に町の高齢化率が30パーセントを超え、高齢者人口の増加と共に贈呈額が増加していること、近隣の市町村で見直しが図られていることなどから、77歳及び99歳の方に対する敬老金の贈呈を廃止する。

また、敬老金の対象期間(いつ、対象年齢に達するかを確定する基準日)については、以前は前年度の敬老の日から現年度の敬老の日までの間としていたが、現年度の4月1日から3月31日までに変更する。

なお、制度改正に伴い、経過措置期間を設け、贈呈漏れのないように対応していく。

(池田副分科会長)

77歳と99歳を贈呈対象から外すことについては、こういった理由でそのような結論となったのか。経費が問題なのであれば、支給の金額を減額するといった方法もあったと思う。また、体力的に元気なうちに敬老金をもらった方が使い道もある。

なお、町の敬老金の現状がどうなっているのか、過去10年程度の実績に係る資料を用意して欲しかった。

(宮坂企画政策課長)

今回の制度改正については、苦渋の決断であった。これまで町の歴史を作ってきた先人たちへの敬意が失われたわけではない。しかし、町の財政負担を考えると、本事業の改正によって生まれた財源をその他の事業に活用できるため、町として全体を考慮した結果である。

また、敬老金の実績については、報告する。

3 その他

(宮坂企画政策課長)

次回の分科会については、2月の開催を予定している。日程の詳細が決まり次第、各委員へ連絡する。

閉会 午後2時5分